

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案

新旧対照条文目次

一	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）	（第一条関係）	1
二	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第一百十二号）	（第一条関係）	9
三	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）	（附則第二条関係）	10
四	沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）	（附則第三条関係）	11
五	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）	（附則第四条関係）	12
六	構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）	（附則第五条関係）	13

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○ 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）

改 正 案	現 行
（漁港漁場整備事業の意義） 第四条 この法律で「漁港漁場整備事業」とは、次に掲げる事業で国、地方公共団体又は水産業協同組合が施行するものをいう。 一・二 （略） 2 漁港漁場整備事業で国が施行するものは、前項第一号に掲げる事業にあつては第三種漁港又は第四種漁港に係るものに限り、同項第二号に掲げる事業にあつては次に掲げる要件のいずれにも該当する事業であつて政令で定めるものに限るものとする。 一 我が国の排他的経済水域において施行されるものであること。 二 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する第一種特定海洋生物資源又は同条第七項に規定する第二種特定海洋生物資源のうち、これらの資源の数量その他の状況を勘案して、その保護及び増殖又は養殖のための措置を緊急に講ずる必要のある水産動植物であつて、保護のための措置が講じられているものを対象とするものであること。	（漁港漁場整備事業の意義） 第四条 この法律で「漁港漁場整備事業」とは、第一号に掲げる事業で国が施行するもの又は同号若しくは第二号に掲げる事業で地方公共団体若しくは水産業協同組合が施行するものをいう。 一・二 （略）

三 その事業が施行されるべき海域において施行される場合に著しい効果があると認められるものであること。

3 前項の政令においては、第一項第二号に掲げる事業が施行されるべき海域、当該事業の対象とする水産動植物の種類、当該事業の内容その他の当該事業の施行に必要な事項を明らかにしなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

（国が施行する特定漁港漁場整備事業）

第十九条 （略）

2 農林水産大臣は、前項の規定により特定漁港漁場整備事業計画（第四条第一項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を定めようとするときは、関係広域漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第十七条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

4 （略）

5 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）については、第二項及び第十七条第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、これらの規定によることを要しない。

6・7 （略）

（国が施行する特定漁港漁場整備事業）

第十九条 （略）

2 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第十七条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

3 （略）

4 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）については、第十七条第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、これらの規定によることを要しない。

5・6 （略）

8 前項の規定による特定漁港漁場整備事業の廃止又はその施行の停止については、<u>第二項及び第十七条第十三項の規定を準用する。</u>	7 前項の規定による特定漁港漁場整備事業の廃止又はその施行の停止については、<u>第十七条第十三項の規定を準用する。</u>
(土地又は水面の測量等)	(土地又は水面の測量等)
第十九条の二 (略)	第十九条の二 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前三項の規定は、<u>第十七条第十項又は前条第四項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。</u>	4 前三項の規定は、<u>第十七条第十項又は前条第三項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。</u>
(費用の負担及び補助)	(費用の負担及び補助)
第二十条 国が特定漁港漁場整備事業のうち第四条第一項第一号に掲げる事業を施行する場合には、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該漁港の漁港管理者の同意を得て、これに負担させることができる。	第二十条 国が特定漁港漁場整備事業を施行する場合には、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該漁港の漁港管理者の同意を得て、これに負担させることができる。
2 国が特定漁港漁場整備事業のうち第四条第一項第二号に掲げる事業を施行する場合には、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該事業により著しく利益を受ける都道府県の同意を得て、これに負担させることができる。	
3 前項の都道府県が同項の同意をしようとするときは、あらかじめ当該都道府県の議会の議決を経なければならない。	
4 (略)	2 (略)
5 地方公共団体又は水産業協同組合が第一種漁港又は第二種漁港について特定漁港漁場整備事業を施行する場合には、<u>第三条第一号の基本施設</u>	3 国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港について特定漁港漁場整備事業を施行する場合には、<u>第三条第一号の基本施設の修築に要する費用は、</u>

の修築に要する費用は、次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれその下欄に定める割合をもつて、国は、当該特定漁港漁場整備事業の施行者に補助する。

6 | (略)

7 | 第四項又は第五項の規定により国が負担し、又は補助することとなる金額は、国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内とする。

(市町村の分担金)

第二十条の二 前条第二項の規定により都道府県の負担する費用のうち、その事業が当該都道府県の区域内の市町村に著しく利益を与えるものについては、当該事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 | 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の同意を得るとともに、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(他の工作物と効用を兼ねる漁港施設の工事の費用の負担)

第二十条の三 (略)

(漁港施設の処分の制限)

第三十七条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする場合又は次条第四項の規定により貸

次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれその下欄に定める割合をもつて、国は、当該特定漁港漁場整備事業の施行者に補助する。

4 | (略)

5 | 第二項又は第三項の規定により国が負担し、又は補助することとなる金額は、国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内とする。

(他の工作物と効用を兼ねる漁港施設の工事の費用の負担)

第二十条の二 (略)

(漁港施設の処分の制限)

第三十七条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画又は漁港管理規程によつてする場合は、この限りでない。

付けをする場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(行政財産である特定漁港施設の貸付け)

第三十七条の二 漁港(その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。)における特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設(その敷地を含む。))その他の農林水産省令で定める漁港施設をいう。以下この条において同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、当該漁港の漁港管理者に対し、農林水産省令で定めるところにより、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合するものである旨の認定を申請することができる。

2 漁港管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請を行つた者が同項の農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 漁港管理者は、前項の認定をするに当たつては、農林水産省令で定めるところにより、当該認定の申請内容の公告、縦覧その他の次項の貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 国又は地方公共団体(これらの者の委託を受けて特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。)は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項又は地方自治法(昭和

2・3 (略)

二十二年法律第六十七号) 第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産(国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産をいう。)である特定漁港施設を第二項の認定を受けた者に貸し付けることができる。

5 前項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号) 第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号) 第三条及び第四条の規定は、適用しない。

6 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第四項の規定による貸付けについて準用する。

7 漁港管理者は、第二項の認定を受けた者が第一項の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 漁港管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、第二項の認定を取り消すことができる。

9 前各項に定めるもののほか、特定漁港施設の貸付けに關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

附 則

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第四項又は第五項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する特定漁港漁場整備事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下

附 則

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第二項又は第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する特定漁港漁場整備事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下

「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第四項又は第五項の規定（これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担し、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第六項の規定により国がその費用について補助することができる特定漁港漁場整備事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第六項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前二項の規定による場合のほか、漁港施設の整備並びにこれと併せて漁港施設に相当する施設及び漁港の環境の整備を行う事業並びに第四条第一項第二号に掲げる事業（第二十条第四項、第五項又は第六項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する特定漁港漁場整備事業を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部（特定漁港漁場整備事業以外の事業を市町村その他政令で定める者が施行する場合にあつては、その者に対し都道府県が補助する費用に

「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第二項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担し、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第四項の規定により国がその費用について補助することができる特定漁港漁場整備事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第四項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前二項の規定による場合のほか、漁港施設の整備並びにこれと併せて漁港施設に相当する施設及び漁港の環境の整備を行う事業並びに第四条第二号に掲げる事業（第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する特定漁港漁場整備事業を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部（特定漁港漁場整備事業以外の事業を市町村その他政令で定める者が施行する場合にあつては、その者に対し都道府県が補助する費用に充てる

充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。	資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
7 国は、附則第二項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である特定漁港漁場整備事業に係る<u>第二十条第四項又は第五項の規定による国の負担又は補助</u>については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行ふものとする。	7 国は、附則第二項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である特定漁港漁場整備事業に係る<u>第二十条第二項又は第三項の規定による国の負担又は補助</u>については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行ふものとする。
8 国は、附則第三項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である特定漁港漁場整備事業について、<u>第二十条第六項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助</u>を行ふものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行ふものとする。	8 国は、附則第三項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である特定漁港漁場整備事業について、<u>第二十条第四項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助</u>を行ふものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行ふものとする。

○ 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）

改正案	現行
(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「開発指定事業」とは、適用団体が国の負担金若しくは補助金の交付を受けて行い、又は国が適用団体に負担金を課して行なう次に掲げる施設に係る事業のうち、災害復旧に係るもの、当該事業に要する経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に要する経費を当該適用団体が負担しないもの並びに北海道及び奄美群島の区域における事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるこれに相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除いたもので、政令で定めるものをいう。 一〇九 (略) 十 漁港及び漁場 十一・十二 (略)	(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「開発指定事業」とは、適用団体が国の負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が適用団体に負担金を課して行なう次に掲げる施設に係る事業のうち、災害復旧に係るもの、当該事業に要する経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に要する経費を当該適用団体が負担しないもの並びに北海道及び奄美群島の区域における事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるこれに相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除いたもので、政令で定めるものをいう。 一〇九 (略) 十 漁港 十一・十二 (略)

○

(三)
(七)
(略)

(三)
(七)
(略)

○ 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）

改 正 案	現 行
（基本方針） 第六条 （略） 2 （略） 3 基本方針は、沿岸漁場における水産資源の動向並びに沿岸漁業の生産性の向上及びその生産の増大の見通しに即しつつ、沿岸漁場の総合的な利用の方向及び漁港漁場整備法<u>第四条第一項</u>の漁港漁場整備事業（以下「漁港漁場整備事業」という。）の実施の動向に配慮して定めるものとする。 4 （略）	（基本方針） 第六条 （略） 2 （略） 3 基本方針は、沿岸漁場における水産資源の動向並びに沿岸漁業の生産性の向上及びその生産の増大の見通しに即しつつ、沿岸漁場の総合的な利用の方向及び漁港漁場整備法<u>第四条</u>の漁港漁場整備事業（以下「漁港漁場整備事業」という。）の実施の動向に配慮して定めるものとする。 4 （略）

- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）

改 正 案	現 行
（国の補助の割合の特例） 第八条 県計画に基づいて平成十四年度から平成二十三年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）<u>第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（同項第二号に掲げるものに限る。）のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、次条に定めるところにより算定するものとする。</u>	（国の補助の割合の特例） 第八条 県計画に基づいて平成十四年度から平成二十三年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）<u>第四条に規定する漁港漁場整備事業（同条第二号に掲げるものに限る。）のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、次条に定めるところにより算定するものとする。</u>

改 正 案	現 行
第二十一条及び第二十二条 削除	（漁港漁場整備法等の特例） 第二十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の漁港（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第一条に規定する漁港であつて、その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。）において、特定漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設（その敷地を含む。）その他の農林水産省令で定める漁港施設（同法第三条に規定する漁港施設をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の運営を行う事業で当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善その他の特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下この条及び別表第十一号において「特定漁港施設運営高度化推進事業」という。）のうち、当該漁港の漁港管理者（同法第二十五条第一項又は第二項の規定により決定された地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）により当該特定漁港施設運営高度化推進事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合すると認められた者（以下この条において「事業者」という。）が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国又は地方公共団体（これらの者の委託を受けて当該特定漁港施設の管理を行う

漁港管理者を含む。以下この条において同じ。）は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定漁港施設運営高度化推進事業の用に供するため、行政財産（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。）である特定漁港施設を当該事業者に貸し付けることができる。

2 | 前項の規定による貸付けについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

3 | 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による貸付けについて準用する。

4 | 第一項の規定により国又は地方公共団体が同項に規定する行政財産である特定漁港施設を事業者に貸し付ける場合における漁港漁場整備法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「又は漁港管理規程によつてする場合」とあるのは、「若しくは漁港管理規程によつてする場合又は構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定により認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた場合」とする。

5 | 漁港管理者は、特定漁港施設を貸し付ける者が第一項の農林水産省令で定める基準に適合すると認めるに当たっては、農林水産省令で定めるところにより、公告、縦覧その他の当該貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

別表 (第二条関係)		
十一	削除	第二十一条

6 前項に定めるもののほか、特定漁港施設の貸付けに関し必要な事項は、 農林水産省令で定める。		
第二十二条 削除		
別表 (第二条関係)		
十一	特定漁港施設運営高度化推進事業	第二十一条